

# 青森県報

第四百七十七号

令和二年  
四月二十日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定……………(同) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 道路の供用の開始……………(同) ……三

### 公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(行政経営課) ……三
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……三
- 農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……四
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(警察本部 会計課) ……四
- 令和元年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第二号)ほか四件及び令和二年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか四件の要領……………(新産業都市建設事業団) ……五

告

示

### 青森県告示第三百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
合同会社令福	居宅介護	悠々友ヘルパスターション	令和二・五・一
合同会社令福	重度訪問介護	悠々友ヘルション	〃
株式会社想い工房	就労継続支援B型	omoi:ipaletto	〃
一般社団法人みちびき	生活介護	スパ・ハウ	〃

### 青森県告示第三百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

令和二年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援者	名称	特定非営利活動法人よつば	特定非営利活動法人よつば
	主たる事務所の所在地	上北郡東北町字四塔ノ沢山八六の四	上北郡東北町字四塔ノ沢山八六の四
地域相談支援の種類	地域相談支援の種類	地域移行支援	地域定着支援
	名称	相談支援事業所よつば	相談支援事業所よつば
一般相談支援事業を行う所	所在地	上北郡東北町字四塔ノ沢山八六の四	上北郡東北町字四塔ノ沢山八六の四
	指定期間	令和二年四月二十一日	〃

青森県告示第三百五十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和二年四月二十日

青森県知事 三村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	下北郡佐井村大字長後字牛滝四の坂井 文明 下北郡佐井村大字長後字牛滝五の竹内 英輝
区域	佐井村第一区域及び佐井村漁業協同組合の地区のうち、長後字牛滝、字牛滝屋敷裏及び字細間の区域
区分	小型定置漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業

下北郡佐井村大字長後字福浦川目一〇四正 田中 明正 下北郡佐井村大字長後字福浦川目九九 田中 憲吉	佐井村第二区域同組合の地区及び長後字福浦、字福浦川目及沼ノ平の区域	小型定置漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業
むつ市脇野沢寄波三三の六 清藤 裕造 むつ市脇野沢蛸田二二の三 杉本 健一	脇野沢村区域協同組合の地区	底建網漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業

青森県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から令和二年五月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十日

青森県知事 三村 申 吾

図面の番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	----

2	1
県道	県道
線 苦米地免内	線 石無坂鹿田
三戸郡南部町大字苦米地字町田一五の一から 三戸郡南部町大字苦米地字後小路十九の三まで	三戸郡新郷村大字戸来字鹿田山ノ下七の一から 三戸郡新郷村大字戸来字鹿田二九の一まで
後	前
一〇・六〇メートルから 三六・二二メートルまで	三一・四六メートルから 三六・二二メートルまで
一六〇・〇〇メートル	二〇四・六八メートル

青森県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年五月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
線 県道石無坂鹿田	三戸郡新郷村大字戸来字鹿田山ノ下七の一から 三戸郡新郷村大字戸来字鹿田二九の一まで	令和二・四・二〇
線 県道苦米地免内	三戸郡南部町大字苦米地字町田一五の四から 三戸郡南部町大字苦米地字後小路一八の一まで	二・四・二六

公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
令和二年度青森県自治体情報セキュリティクラウド運用・保守業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県総務部行政経営課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和二年三月二十四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
富士電機株式会社  
東京都品川区大崎一丁目一の一
- 六 契約金額  
一億三千二百万円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和二年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和二年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和二年四月二十日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和二年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
川守田 雄一	三戸郡南部町	三戸郡南部町大字剣吉字前河原一の二四

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

運転免許証作成機用消耗品 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和二年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社DNPアイディシステム

東京都新宿区新宿四丁目三の一七

六 契約金額

一式当たり 二百九十九万九千七百円

内訳

品名	数量	単位	金額
IC用カード基体（一般用）	一	箱	五十一万八千七百六十円
IC用カード基体（優良用）	一	箱	五十一万八千七百六十円
IC用カード基体（新規用）	一	箱	五十一万八千七百六十円
高速型リボンセット	一	箱	十五万四千元
新経歴書用カード基体	一	箱	十六万五千六百六十円
裏面追加備考紙	一	箱	三千三百円
印字用ロール紙	一	セット	一万九千二百五十円
メインランプ	一	セット	一万三千八百六十円
フットランプ	一	個	二千三百十円
吸着パット	一	セット	五千六百十円
LEDランプ ASSY	一	セット	一万四千四百四十円
入口センサーLED ASSY	一	個	七千七百円
吸気フィルター大	一	個	九千九百円

吸気フィルター小	—	個	六千五十円
排出ローラー	—	セット	一万五千四百円
ヒートローラ上	—	セット	五万六百元
DU付ブラケットH	—	セット	三万千六百八十円
サーミスター	—	セット	三千三百円
ハロゲンヒートランプ	—	セット	二万三千百円
ヒートローラ下	—	セット	三万九千六百円
タイミングベルト入口H1	—	セット	八千三百六十円
タイミングベルト入口H2	—	セット	七千七百円
ゴムロールH/R	—	セット	一万三千二百円
ロールEXIT	—	セット	四万六千二百円
ロールEXIT/L	—	セット	四万四千元
ロールロアピンチローラー	—	セット	四万六千二百円
サーマルヘッド	—	セット	七十一万五千元

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

雑 報

青森県事業団公告第一号

令和二年三月青森県新産業都市建設事業団理事会第二百二十五回定例会の議を経た令和元年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第二号)ほか四件及び令和二年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか四件の要領を地方自

治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和二年四月二十日

青森県新産業都市建設事業団  
理事長 三 村 申 吾

令和元年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）

令和元年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ357,141千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 357,110	千円 31	千円 357,141
	1 臨海収入	356,226	33	356,259
	2 市川収入	884	△2	882
歳入合計		357,110	31	357,141

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 357,110	千円 31	千円 357,141
	1 臨海事業費	356,226	31	356,257
歳出合計		357,110	31	357,141

令和元年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 事業収益	293,064千円	△260,937千円	32,127千円
第1項 営業収益	286,940千円	△260,940千円	26,000千円
第2項 営業外収益	6,124千円	3千円	6,127千円
支 出			
第1款 事業費用	115,725千円	△89,313千円	26,412千円

第1項 営 業 費 用 115,725千円 △89,313千円 26,412千円

令和元年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 事業収益	119,493千円	△36,623千円	82,870千円
第1項 営業収益	36,625千円	△36,625千円	0千円
第2項 営業外収益	82,868千円	2千円	82,870千円
支 出			
第1款 事業費用	21,789千円	△21,288千円	501千円
第1項 営業費用	21,389千円	△21,289千円	100千円
第2項 営業外費用	400千円	1千円	401千円

（資本的収入及び支出）

第3条 令和元年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 資本的支出	1,342,000千円	△1,342,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	1,342,000千円	△1,342,000千円	0千円

令和元年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 事業収益	56,237千円	△2千円	56,235千円
第2項 営業外収益	18,481千円	△2千円	18,479千円
支 出			
第1款 事業費用	69,249千円	△4,100千円	65,149千円
第1項 営業費用	69,229千円	△4,100千円	65,129千円

令和元年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 令和元年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和元年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 事業収益	313,919千円	△49,725千円	264,194千円
第1項 営業収益	311,996千円	△50,347千円	261,649千円
第2項 営業外収益	1,923千円	622千円	2,545千円
支 出			
第1款 事業費用	234,522千円	△26,561千円	207,961千円
第1項 営業費用	234,522千円	△26,561千円	207,961千円

令和2年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算

令和2年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,763千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 5,763
	1 負担金	5,760
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑収入	1
歳 入 合 計		5,763

歳 出

款	項	金 額



1 事 業 団 費		千円 5,763
	1 事 業 団 運 営 費	5,763
歳 出	合 計	5,763

## 令和2年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算

令和2年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ356,938千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 356,938
	1 臨 海 収 入	356,056
	2 市 川 収 入	882
歳 入	合 計	356,938

## 歳 出

款	項	金 額
1 事 業 支 出		千円 356,938
	1 臨 海 事 業 費	356,056
	2 市 川 事 業 費	882
歳 出	合 計	356,938

## 令和2年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	267,064千円
第1項 営業収益	260,940千円

第2項 営業外収益	6,124千円
支 出	
第1款 事業費用	106,725千円
第1項 営業費用	106,725千円

## 令和2年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	119,491千円
第1項 営業収益	36,624千円
第2項 営業外収益	82,867千円
支 出	
第1款 事業費用	21,582千円
第1項 営業費用	21,389千円
第2項 営業外費用	193千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,342,000千円
第1項 長期借入金償還金	1,342,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、3,379,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

## 令和2年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	838,642千円
第1項 営業収益	838,640千円
第2項 営業外収益	2千円

支 出	
第 1 款 事 業 費 用	582,272千円
第 1 項 営 業 費 用	582,272千円

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一  
番七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円